

別紙

様式第2号の2(第2条関係)

要望番号	自治会等名	要 望 事 項	回 答	所管部局及び課室 (関係部局及び課室)
07030108	新市上自治会	<p>新市上自治会内における斐伊川河川敷の竹林伐採整備及び竹林伐採後の草木刈り等の環境整備を要望します。</p> <p>令和4年3月に国河川事務所、雲南市と竹林の現状確認により竹林の伐採と整備、管理は順次進めていくと合意がなされ、令和5年6月に別紙の図範囲は伐採をしていただきました。しかし、伐採後はそのまま放置され、草木が生えて荒地地となりました。この荒れたところを早急に整備していただきたいと思えます。</p> <p>そして、以前に合意した範囲も竹林の伐採等環境整備に取り組んでもらいたいと思えます。</p> <p>今後は地域住民が安心して暮らせるように河川パトロールの時には現状を把握していただき環境整備に努めてもらいたいと思えます。また、県の所有地についても地域住民の要望を伝えていただき、早急に環境整備に取り組んでいただけるように働きかけをお願いします。</p> <p>なお、令和7年6月、荒れたところは部分的に草刈りをしていただきましたが、その一回のみで再び荒地放題となり、鳥獣対策(サル、イノシシ、熊)の面からも定期的な草刈り等をしていただき、環境整備の維持管理を要望します。</p>	<input type="checkbox"/> 実施します <input type="checkbox"/> 計画に基づき順次実施します(次年度・時期未定) <input type="checkbox"/> 現時点での対応は困難です <input type="checkbox"/> 基準に満たないため対応できません <input checked="" type="checkbox"/> その他( 下記のとおり )	建設部建設総務課
			<p>ご要望の斐伊川河川敷の環境整備について、河川管理者である国及び県と協議を行いました。</p>	
			<p>1. 国管理区域については、令和5年6月に伐採を実施した範囲において、今後も定期的に除草を行うとの回答を得ました。</p> <p>また、地域のご要望内容を再確認するため、後日、国より地元の皆様との協議の場を設けさせていただきたいとの申し出がありました。市としましては、速やかに日程調整を進めてまいります。</p>	
			<p>2. 県管理区域については、河川内の竹が隣接する民地へ侵入している場合は、伐採を検討するとの回答を得ました。</p>	
			<p>市としましては、引続き道路の安全確保に努めるとともに、国・県と連携し良好な河川環境が維持できるよう努めてまいります。</p>	